

# 福島県食品安全確保対策プログラム

## 1 プログラムの趣旨

本県においては、平成14年に「福島県食品安全推進会議」において策定した「福島県食品の安全確保に係る基本方針」に基づく本プログラムにより食品の安全確保を図り、毎年度、食品を取り巻く状況変化に対応しながら進行管理することにより、概ね計画どおりの成果をあげることができた。

今回、平成18年度からの第二期のプログラムが3年の終期を迎えることから、必要な見直しを行い、食品のさらなる安全確保及び県民の食品に対する不安を解消するため第三期プログラムを策定し、関係部局等が緊密な連携を図りながら、生産から消費に至る食品安全確保対策をより一層推進する。

## 2 プログラムの期間

プログラムの期間は、平成21年4月から3年とする。

## 3 プログラムの推進

食品安全行政に携わる関係部局等が緊密に連携してプログラムを推進するとともに、他の事業との連携により成果が増大する事業については、積極的に連携を図る。

## 4 プログラムの進行管理

「福島県食品安全推進会議」は、各種施策の進捗状況を把握するなど、プログラムの進行管理を行う。

また、消費者、事業者、学識経験者等で組織する「福島県食品安全推進懇談会」に、県の施策に対する意見を求め、施策に反映させる。

なお、社会情勢の変化や制度改正等によって、目標の修正や新たな取り組みが必要となった場合は、プログラムの見直しを行う。

## 5 プログラムの構成

### (1) 監視・指導プログラム

#### ア 生産段階における指導の強化

農薬、動物用医薬品等の適正使用に関する助言指導など、安全な農畜林水産物の生産に向けた安全管理の指導の強化を図るとともに、持続性の高い農業生産方式の推進に努める。

また、死亡牛BSE検査体制を整備することにより、BSEの感染状況を把握し、発生の原因究明に努める。

#### イ 製造段階における監視指導の強化

食品の製造・加工施設及び大規模調理施設等に対する監視指導を強化するとともに、事業者に対し、異物混入等の不良食品防止対策の徹底及びHACCPシステム導入に向けた助言指導を実施する。

- ウ 流通販売段階における監視指導の強化  
卸売市場や大規模小売店等の食品販売施設における監視指導を強化し、商品管理の徹底を図る。
- エ トレーサビリティシステムの推進  
農畜林水産物の生産、製造、流通販売の各段階におけるトレーサビリティシステムを推進する。
- オ 輸入食品に対する監視指導の強化  
輸入食品の流通状況等の正確な情報収集を実施するとともに、輸入食品の流通販売施設及び輸入食品を原料とする食品製造施設等の監視指導を強化する。
- カ 食品表示の適正化の推進  
生産、製造・加工及び流通販売施設での食品表示を確認検査等を行い、関係法令に基づいた適正な表示の指導を強化する。

## (2) 検査・調査研究プログラム

- ア 残留農薬、食品添加物等の検査の強化  
生産・製造及び流通販売段階での食品の検査を強化し、違反食品の排除を図るとともに、と畜検査や食鳥検査を強化し、安全な食肉の流通を確保する。
- イ 試験検査体制の強化  
食品検査施設等における検査の精度管理の徹底と機器類等の整備を図る。
- ウ 食品の安全に関する調査研究の推進  
農畜林水産物の生産段階においての安全確保に向けた技術開発、調査研究等の推進を図るとともに、流通する食品の試買テストを実施する。  
また、新しい食品等の検査のための検査手法の調査研究を実施する。
- エ 環境汚染物質等に関する調査研究の推進  
ダイオキシン類、環境ホルモンなどの環境モニタリング調査等を実施し、環境汚染物質等による環境及び食品への影響や汚染実態を把握する。

## (3) 支援・連携プログラム

- ア 食品安全のための自主管理体制の確立  
消費者が自ら行う食品の安全確保活動等への講師派遣、事業者の自主管理体制整備及び消費者の安心確保のための活動に関する助言指導等を実施するなど、各段階での食品の安全確保に向けた取り組みを支援する。  
また、将来を担う子供たちの食の安全確保を図るため、学校給食の衛生確保をはじめ、食育の観点から学校教育との連携を図り、児童生徒に対する食品の正しい知識の普及を積極的に推進する。
- イ 農業、食品産業の振興と育成の推進  
土づくり、化学肥料及び農薬の使用低減を一体的に行うエコファーマーの育成・認定を推進するとともに、情報交換等を通じた生産者・消費者相互の信頼関係を構築することにより、地産地消を推進する。  
また、食品製造の技術支援や食品営業者団体の育成を行い、安全な食品の生産・

製造等の促進を図る。

ウ 国への働きかけ及び他自治体との連携強化

食品の流通の広域化、輸入食品の増加、食品安全基準の国際化の中で、国に対し食品の安全確保の強化について働きかけをしていく。また、関係自治体と相互に連携し、効果的な情報の共有と迅速な危機管理対応の強化に努める。

(4) 情報の提供と総合的な取組みプログラム

ア 福島県食品安全推進会議の役割

食品安全推進会議は、庁内の関係部局及び関係自治体間の連携を強め、県民の健康保護を推進するため、食品の安全確保に関する迅速かつ的確な対策を講じる。

イ 県民の意見の施策への反映

広く県民の意見等を施策に反映させるとともに、県民のニーズに応えた施策を実施するよう努める。

このため、食品安全推進懇談会を活用して、関係者間の相互理解を図るため、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行う機会を設け、生産から消費に至る食品の安全確保に係る行政の施策の検討を行い、食品の安全確保の推進を図る。

ウ 情報の収集提供と普及啓発の推進

食品の安全に関する情報の収集に努めるとともに、県民へ各種の広報媒体を活用して、健康被害に関する情報や行政検査の結果等を迅速かつ正確に提供することを推進する。

また、消費者及び事業者に対し食品の安全に関わる講習等を積極的に行い、食品の安全に対する意識の普及啓発を推進する。

6 プログラムの体系

別紙のとおり

7 事業・取組みの概要及び目標

別紙のとおり

8 事業・取組みの評価について

別紙のとおり

# 福島県食品安全確保対策プログラム(第3期)の体系と目標

監視・指導プログラム	<b>生産段階における指導の強化</b>	(成果指標)	(平成20年度の実績値)	(平成23年度の目標値)
	・食衛法に基づく検査での基準違反数		2件	0件維持
	・GAP(農業生産工程管理)取組産地数		66産地	126産地
	・養殖出荷魚の残留薬品の検出回数		0件	0件維持
	・毒化貝類の出荷件数		0件	0件維持
	<b>製造段階における監視指導の強化</b>			
	・給食施設の巡回指導評価C判定施設の割合		8.4%	6.9%
	・食品製造施設における不良食品発生件数	過去3年平均	45件	22件以下
	・営業施設等での食中毒発生件数	過去3年平均	11件	5件以下
	・水道水による水質事故発生件数		1件	0件維持
・加工食品業者の適正表示率		86%	100%	
・動物用医薬品製造・販売業者の適法状況割合		100%	100%維持	
・飼料製造・販売業者の安全性適合割合		100%	100%維持	
<b>流通販売段階における監視指導の強化</b>				
・食品の流通・販売施設における不良食品発生件数	過去3年平均	8件	4件以下	
・生鮮食品業者の適正表示率		94%	100%	
・食品表示ワッシャーのモニタリングによる適正表示率		88%	100%	
<b>トレーサビリティシステムの推進</b>				
・直売所でのトレーサビリティシステム導入件数		215件	224件	
<b>輸入食品に対する監視指導の強化</b>				
・食品の流通・販売施設における不良食品発生件数(再掲)	過去3年平均	8件	4件以下	
<b>食品表示の適正化の推進</b>				
・食品関係施設における表示不良食品の発生件数	過去3年平均	26件	13件以下	
・生鮮食品業者の適正表示率		94%	100%	
検査・調査研究プログラム	<b>残留農薬、食品添加物等の検査の強化</b>			
	<b>試験検査体制の強化</b>			
	・検査機関の精度管理における指摘事項		0件	0件維持
	<b>食品の安全に関する調査研究の推進</b>			
・分析検体の基準超過検体数		0件	0件維持	
・登録された農薬の累積数		18	21	
<b>環境汚染物質等に関する調査研究の推進</b>				

支援・連携プログラム

食品安全のための自主管理体制の確立

	(成果指標)	(平成20年度の実績値)	(平成23年度の目標値)
・ ふくしま食の安全取組宣言制度登録施設数	-	-	2,000施設
・ ふくしま食の安全取組宣言制度登録施設の利用者のうち、当該制度に安心感を得た者の割合	-	-	50%
・ 防除履歴の出荷前全戸確認率	94%	94%	100%

農業、食品産業の振興と育成の推進

・ エコファーマの累積認定者数	16,881	20,000
・ 有機栽培及び特別栽培面積（水稲）	6,312 ha	9,100 ha (平成22年度目標値)
・ 加工食品業者の適正表示率（再掲）	86%	100%

国への働きかけ及び他自治体との連携強化

情報の提供と総合的な取り組みプログラム

福島県食品安全推進会議の役割

県民の意見の施策への反映

情報の収集提供と普及啓発の推進

・ 家庭等での食中毒発生件数	過去3年平均	8件	4件以下
----------------	--------	----	------

## ( 1 ) 監視・指導プログラム

### ア 生産段階における監視指導の強化

#### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・食品衛生に基づく検査での残留農薬違反件数	2件	0件
・GAP(農業生産工程管理)取組産地数	66産地	126産地
・養殖出荷魚の残留薬品の検出回数	0件	0件
・毒化貝類の出荷件数	0件	0件

#### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
農薬適正使用の推進 (啓発・指導) [循環型農業課]	福島県農薬適正使用推進方針に基づき、全県的には福島県農薬適正使用推進会議、農林事務所単位で地方農薬適正使用推進会議を設置して、農業者、関係団体等に農薬の適正使用を推進する。	県及び地方推進会議の開催回数 8回
食の安全・安心の推進 (GAPの推進) [農産物安全課]	県産農産物の生産段階における安全確保に向け、GAP(農業生産工程管理)手法の推進導入を図る。	研修会・PR活動等実施回数 4回
魚類防疫指導 [水産課]	内水面水産試験場実施の講習会・巡回指導を通じて、県内養殖業者に対し水産用医薬品等の使用が適正にされるよう指導を行い、養殖水産物の安全を確保する。	県内業者に対する指導回数 25回
貝毒検査指導 [水産課]	生産段階での貝類の安全性を確保するため貝毒の検査を実施し、毒化貝類の出荷を防止する。	貝毒検査回数 27回
県産米のカドミウム対策 [水田畑作課]	玄米のカドミウム濃度が0.4ppm未満の米の生産を図るための営農対策を行う。栽培管理対策、土壌管理対策(土壌改良資材施用)の営農指導、客土及び転作誘導を指導する。	対策会議開催回数 2回
死亡牛のBSE検査体制の確立 [畜産課]	BSE検査体制を確立するとともに、BSEの原因究明を行い、畜産物の安全性を確保するため、「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定に基づき、24ヶ月齢以上の死亡牛全頭についてBSE検査を実施する。	死亡牛全頭検査
水産物産地市場衛生管理指導 [水産課]	食品衛生法違反水産物の出荷を防止するため、産地市場関係者に対して様々な機会を利用し、衛生管理の徹底を図る。	研修会開催回数 1回

## イ 製造段階における監視指導の強化

### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・給食施設の巡回指導評価C判定施設の割合	8.4%	6.9%
・食品製造施設における不良食品発生件数	45件(過去3年の平均)	22件以下
・営業施設等での食中毒発生件数	11件(過去3年の平均)	5件以下
・水道水による水質事故発生件数	1件	0件
・JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率	86%	100%
・動物用医薬品の製造・販売業者の適法状況割合	100%	100%
・飼料の製造・販売業者の安全性適合割合	100%	100%

### 【具体的な取組み】

名称	内容	平成21年度の活動目標
特定給食施設管理事業 [健康増進課]	健康増進法に基づく給食施設の指導を実施する。	給食施設の巡回指導率 40%
食品製造施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]	食品製造施設の監視指導を実施し、衛生的な施設管理が図られることにより、不良食品の製造を防止する。	施設監視率 135%
県特産食品製造施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]	特産食品における不良食品の排除を図るため、県内各地の特産食品製造施設を監視指導するとともに、製造者を対象に衛生講習会を実施し、適正表示及び衛生的取り扱いについて指導する。	施設監視率 135%
集団給食施設の監視・指導 [食品生活衛生課/中核市]	集団給食施設における安全な食品の提供を図るため、県内の学校給食施設、保育所、病院等の集団給食施設の立入検査を実施し衛生指導を行う。	施設監視率 110%
食品の高度衛生管理 (HACCP)の推進 [食品生活衛生課・中核市]	HACCP導入施設に対し専門的な監視指導等を実施し、当該施設で製造される食品の安全確保を図る。	施設監視率 350%
食中毒の予防対策 [食品生活衛生課・中核市]	旅館、仕出し屋、弁当屋等の大量調理施設の監視、食品の検査、衛生講習会等により、食中毒発生の未然防止を図る。また、食中毒発生時において、迅速かつ的確な調査を実施し発生原因及び原因施設を特定するとともに再発防止を指導する。	食品衛生監視指導計画に基づく監視率
水道施設の衛生指導 [食品生活衛生課]	食品製造時に原材料や洗浄水として供給される水道水の安全を確保するため、水道施設の適正な管理について監視指導を行う。	施設監視率 130%

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
食品表示の適正化指導 (製造段階) [農産物安全課]	食品表示の監視・指導を行い、適正な食品表示を推進するため、県内の食品加工業者に対して、JAS法に基づく調査等を実施し食品の適正表示を指導する。	調査実施事業者数 32施設
動物薬事指導 [畜産課]	動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、県内の動物用医薬品製造及び販売業者に対し、動物用医薬品の適正販売等監視指導のための立入検査を実施する。	動物用医薬品製造及び販売業者の監視指導回数 140回
飼料の安全確保強化の指導 [畜産課]	飼料及び飼料添加物の安全性の確保するため、県内の飼料製造及び販売業者に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施する。	飼料製造業者及び販売業者に対する立入検査回数 30回

## ウ 流通販売段階における監視指導の強化

### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・食品の流通・販売施設における不良食品発生件数	8件(過去3年の平均)	4件以下
・JAS法に基づく生鮮食品業者の適正表示率	94%	100%
・食品表示ウォッチャーのモニタリングによる適正表示率	88%	100%

### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
観光地の食品製造・販売施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]	県内の観光地施設に関連する食品製造・販売施設の監視指導を実施し、観光地において提供販売される食品の安全確保を図る。	施設監視率 130%
市場・大型小売店等の食品販売施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]	食品の取扱い量が多い市場や大型小売店に対する監視指導を実施し、不良食品を排除する。	施設監視率 200%
食品表示の適正化指導 (流通販売段階) [農産物安全課]	適正な食品表示を推進するため、県内の生鮮食品業者に対して、JAS法に基づく調査等を実施し食品の適正表示を推進する。	調査施設数 301施設
食品表示ウォッチャーの設置 [農産物安全課]	食品表示の監視強化のため、消費者を食品表示ウォッチャーとして委嘱し、食品表示のモニタリング調査結果を定期的に県に報告していただき、食品表示の適正化を図る。	調査店舗総数 2,000店舗



名 称	内 容	平成21年度の活動目標
卸売市場の品質管理指導 [ 農産物流通課 ]	卸売市場における品質管理の高度化等の機能強化を促進し、食品の安全を確保するため、地方（その他）卸売市場の開設者及び卸売業者が業務規程に沿って食品の安全確保を図るよう指導を行う。	卸売市場職員対象の セミナー開催回数 1回

## エ トレーサビリティシステムの推進

### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・直売所でのトレーサビリティシステム導入件数	215件	224件

### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
食の安全・安心推進事業 (トレーサビリティシステム 導入促進) [ 農産物安全課 ]	県産農産物の生産履歴や出荷情報を入手できるトレーサビリティシステムの導入促進を図るため、システム導入に必要な経費の一部を助成するとともに、普及啓発や事業者の運用能力の向上等を図る。	研修会・PR活動等 実施回数 4回

## オ 輸入食品に対する監視指導の強化

### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・食品の流通・販売施設における不良食品 発生件数（再掲）	8件（過去3年の平均）	4件以下

### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
輸入食品に対する監視指導の 強化 [ 食品生活衛生課・中核市 ]	輸入食品の取扱い量が多く流通販売の拠点となる市場及び大型小売店の監視指導を実施し、輸入違反食品を排除する。	施設監視率 600%

## カ 食品表示の適正化の推進

### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・食品関係施設における表示不良食品の発生 件数	26件(過去3年の平均)	13件以下
・JAS法に基づく生鮮食品業者の適正表示率(再掲)	94%	100%

### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
食品の製造施設及び食品販売 施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]	食品製造施設及び食品販売施設に対する監 視指導を実施し、不良表示食品を排除する。	監視率 215%
食品表示の適正化指導(流通 販売段階) [農産物安全課]	適正な食品表示を推進するため、県内の生 鮮食品業者を対象とした研修会を実施し食 品の適正表示を推進する。	研修会開催回数 3回
表示等適正化事業 [消費生活課]	他部と連携を図りながら景品表示法に基 づく調査・指導を行い、不当景品類・不当表 示を防止する。	
表示制度の徹底、相談・普及 [健康増進課]	健康増進法に係る栄養表示基準、特別用途 食品、いわゆる健康食品の表示等について 適正なものとするため、食品営業者(製造 者や販売者、広告を行う者等)を対象とし た相談・指導、講習会等における普及を行 う。	

## ( 2 ) 検査・調査研究プログラム

### ア 残留農薬、食品添加物等の検査の強化

#### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成 2 1 年度の活動目標
食品の病原微生物・有害化学物質の検査 [ 食品生活衛生課・中核市 ]	畜産食品における食中毒菌等の病原微生物、水産食品におけるウイルス、貝毒、腸炎ピブリオ、県産米のカドミウムの検査を実施し、不良食品の排除に努める。	検査検体数 2 6 8 検体
畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査 [ 食品生活衛生課・中核市 ]	食肉、卵、牛肉、魚介類等の畜水産物について、残留抗生物質等のモニタリング検査を実施し、不良食品の排除に努める。	検査検体数 1 0 4 検体
食品中の残留農薬検査 [ 食品生活衛生課・中核市 ]	県内に流通する県内・県外及び輸入農産物の残留農薬検査を実施し、汚染実態を把握し、不良食品の排除に努める。	検査検体数 2 9 6 検体
食品添加物の適正使用取締り [ 食品生活衛生課・中核市 ]	使用頻度の高い食品添加物を重点的に検査し、不良食品を排除するとともに、製造者等に対し適正使用の指導を行い、不良食品の流通を未然に防止する。	検査検体数 9 1 9 検体
食品等の腸管出血性大腸菌汚染実態調査 [ 食品生活衛生課・中核市 ]	食品販売施設、学校給食施設における調理品（食品）及び食品調理施設の器具機材等の汚染実態を調査し、汚染食品の提供販売を中止し、食中毒の未然発生防止に努める。	検査検体数 9 5 8 検体
遺伝子組換え食品の検査 [ 食品生活衛生課 ]	遺伝子組み換え食品については、平成 1 3 年 4 月より安全性審査が法的に義務付けされ、使用の有無を消費者に明らかにするため、表示も義務化された。これに伴い、県内流通食品のモニタリング検査を実施し、安全性未審査及び表示違反食品の流通防止に努める。	検査検体数 4 0 検体
と畜場における病原微生物等モニタリング検査 [ 食品生活衛生課・郡山市 ]	と畜場で処理される食肉について腸管出血性大腸菌 O157、サルモネラ等のモニタリング検査を実施し、汚染状況を把握し、汚染食肉を排除する。	検査検体数 1 8 4 検体
食鳥処理場における病原微生物等モニタリング検査 [ 食品生活衛生課 ]	鶏肉についてカンピロバクター、サルモネラ等のモニタリング検査を実施し、汚染状況を把握し汚染鶏肉を排除する。	検査検体数 1 2 0 検体

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
と畜・食鳥処理場における動物用医薬品等モニタリング検査 [食品生活衛生課・郡山市]	と畜場及び食鳥処理場において処理される食肉及び鶏肉について、動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤及び内部寄生虫用剤）の残留検査を強化し、食品衛生法に違反する食肉及び食鳥肉を排除する。	検査検体数 390検体
食肉衛生検査 [食品生活衛生課・郡山市]	と畜検査及び食鳥検査を実施し、違反食肉等の流通販売を防止するため、検査員が、牛、馬、豚、めん羊、山羊及び食鳥の生体検査、解体検査、内臓検査等を実施する。	全頭検査
BSE等スクリーニング検査 [食品生活衛生課・郡山市]	食肉の安全性を確保するため、と畜場に搬入される牛等についてスクリーニング検査を実施し、異常プリオンの有無を確認し、BSE等汚染牛の流通販売防止を図る。	全頭検査

### イ 試験検査体制の強化

#### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・検査機関の精度管理における指摘事項	0件	0件

#### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
食品検査GLPの実施 [薬務課]	衛生研究所の検査結果の信頼性を確保するために、外部精度管理事業に毎年参加し、検査精度の維持向上に努める。	外部精度管理実施項目数 13項目
福島県試験検査精度管理 [薬務課]	県内の検査機関の検査精度確保を目的として、県内各検査機関に参加を呼びかけ、県が主体となり精度管理事業を実施する。	精度管理事業への 参加機関数 16機関

## ウ 食品の安全に関する調査研究の推進

### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・残留農薬の分析検体のうち基準値を超過した検体数	0件	0件
・「うつくしま農業・農村振興プラン21」で定められた対象農作物の登録農薬の累積数	18農薬	21農薬

### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
農薬適正使用推進事業 (生産段階における残留農薬の確認) [循環型農業課]	農作物の残留農薬を分析確認しながら、地域農産物の適正な病虫害防除と安全な農産物の生産確保を図るため、農業総合センター安全農業推進部(病虫害防除所)が農産物の残留農薬検査を実施し、適正な農薬使用の実態確認を行う。	分析検体数 50検体
地域振興作物等農薬登録促進事業 [循環型農業課]	本県の地域振興作物において問題となる病虫害防除のため、うつくしま農業・農村振興プラン21で振興方針が定められている果樹、野菜などのうち登録農薬が少ない作物の農薬の登録促進のための試験を実施し、安全で有効な農薬の効率的な使用法を検討し実用化を図る。	農薬登録のための 累積試験数 33

## エ 環境汚染物質等に関する調査研究の推進

### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
ダイオキシン類の環境モニタリング調査 [水・大気環境課]	環境中のダイオキシン類濃度や工場等からのダイオキシン類の排出状況を調査する。	調査検体数 194検体
化学物質発生源の周辺環境調査 [水・大気環境課]	排出源及び周辺環境の化学物質を調査する。	調査検体数 10検体
化学物質使用量等の実態調査 [水・大気環境課]	工場等での化学物質の使用実態や排出状況等を調査する。	立入調査件数 33事業所

### ( 3 ) 支援・連携プログラム

#### ア 食品安全のための自主管理体制の確立

##### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・ふくしま食の安全取組宣言制度登録施設数	-	2,000施設
・ふくしま食の安全取組宣言制度登録施設の利用者のうち、当該制度に安心感を得た者の割合	-	50%
・農薬散布・防除履歴の出荷前全戸確認率	94%	100%

##### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
ふくしま食の安全取組宣言制度の推進 [食品生活衛生課]	食品関係事業者が取り組んでいる自主的な衛生管理を広く県民に公開し、消費者等に対して自らの安全を宣言し、消費者が安全な食品等を安心して選択するための事業者の登録制度を推進する。	広報紙、ラジオ等によるPRを行う。 県広報紙掲載(7月号) ラジオ放送 1回
農薬適正使用推進事業(防除履歴の確認) [循環型農業課]	農産物の生産段階での農薬散布履歴の記帳はもとより、JA等生産団体が農産物出荷前に農薬適正使用をチェックする体制を整備するよう支援する。	防除履歴の記帳推進への取組団体数 17団体
食品衛生責任者衛生講習会 [食品生活衛生課・中核市]	食品営業施設における食品衛生責任者の養成又は再教育を目的とした講習会を開催し、営業施設の自主的な衛生管理の推進を図る。	講習会受講者数 4,400名
食品衛生講習会 [食品生活衛生課・中核市]	食品営業者に対する衛生的な食品の取扱い等の食品衛生の知識の普及を目的に講習会を開催する。	講習会受講者数 19,500名
安全・安心きのか栽培の推進 [林業振興課]	安全・安心なきのか栽培を推進するため、福島県安心きのか栽培マニュアルに基づく栽培方法の指導を実施する。	指導人数 50人
「食品適正表示講習会」支援事業 [いわき市]	食品衛生法及びJAS法等による食品表示について及び期限表示の設定についての講習会を開催する。	講習会開催回数 1回
学校給食施設衛生管理指導 [学校生活健康課]	学校給食施設を訪問し、「学校給食実施基準」や「学校給食衛生管理基準」の遵守状況について指導・助言を行う。	実施施設数 69施設
自主点検の実施 [学校生活健康課]	「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食で調理加工された食品について細菌等の検査を実施し食中毒の防止を図る。	実施校数 4校

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
学校給食食材の定期点検 [ 学校生活健康課 ]	「学校給食衛生管理基準」に基づき、給食用食材の点検を実施し食中毒の防止を図る。	実施校数 1校

## イ 農業、食品産業の振興と育成の推進

### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・エコファーマーの累積認定者数	16,881	20,000
・有機栽培及び特別栽培面積(水稻)	6,312ha	9,100ha (平成22年度目標値)
・JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率(再掲)	86%	100%

### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
「環境と共生する農業」の啓発 [ 循環型農業課 ]	たい肥等を活用した土づくりや化学農薬・肥料の削減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進し、これら技術を導入する「エコファーマー」を育成することにより環境と共生した農業を積極的に普及する。	環境と調和する農業推進部会・研修会の開催数 4回
有機栽培等の推進 [ 農産物安全課 ] [ 循環型農業課 ]	有機栽培・特別栽培による産地づくりを進めるため、有機栽培・特別栽培に関する農業者、消費者、流通関係者、行政機関等の関心と理解の増進に努める。	PR活動等実施回数 2回
食品表示の適正化指導(製造段階) [ 農産物安全課 ]	適正な食品表示を推進するため、県内の食品加工業者を対象とした研修会を実施し食品の適正表示を指導する。	研修会開催回数 3回
福島県特別栽培農産物の認証 [ 農産物安全課 ]	福島県特別栽培農産物認証機関への指導・検査を行い、認証制度の適正な運営を図る。	認証機関に対する指導件数 4件
有機農産物認定事業 [ 農産物安全課 ]	有機農産物認定業務に関する内部監査・指導を行い、認定制度の適正な運営を図る。	認定機関に対する内部監査実施回数 1回

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
園芸特産作物生産拡大推進事業 [園芸課]	既存産地の再生や新産地の育成により、園芸作物の生産拡大を図るため、ふくしま21園芸特産推進本部を中心に、野菜産地強化計画や果樹産地構造改革計画等の策定促進と当該計画の実現を支援するための研修会等を開催する。	研修会開催回数 3回
食品製造・加工に関する技術相談 [産業創出課]	多様化する消費者ニーズに対応して食品加工の現場で生じる様々な技術的課題に対し、適切なアドバイスを行う。	
各種関係団体事業 [食品生活衛生課・中核市]	社団法人福島県食品衛生協会における食品衛生関係事業の補助を通じて、営業者による自主的な衛生管理の向上及び食品衛生思想の普及啓発を図る。	

#### ウ 国への働きかけ及び他自治体との連携強化

##### 【具体的な取組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
全国関係会議 [食品生活衛生課・中核市]	食品の安全確保に携わる関係各部署において、全国的なレベルで開催される会議等に積極的に参加し、食品安全確保に関する最新の知識や情報の収集に努めるとともに、食品の安全を脅かす事故の発生等に際し、国に対して法令等の改正や、技術的支援の要請を行う。また、複数の自治体にまたがる広域的な食品事故発生時に迅速に対応するため、他の自治体との連絡体制を構築するなど連携強化を図る。	



## (4) 情報の提供と総合的な取り組みプログラム

### ア 福島県食品安全推進会議の役割

#### 【具体的な取り組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
福島県食品安全推進会議の開催 [ 推進会議構成課・中核市 ]	県民の健康を保護するため、食品の安全確保を推進する。 ・食品安全に関する基本方針の策定 ・食品安全確保対策プログラムの策定及び進行管理 ・食品安全に関する普及啓発 ・その他、食品の安全確保に必要と認められること	開催回数 2回

### イ 県民の意見の施策への反映

#### 【具体的な取り組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
福島県食品安全推進懇談会の開催 [ 推進会議構成課・中核市 ]	生産から流通、消費に至る食品の安全確保に関する情報及び意見の交換、検討を行い相互理解を図るとともに、食品の安全確保を推進するため、消費者、生産者・製造者、流通業者、学識経験者及び行政との情報及び意見の交換を行う。	開催回数 2回

### ウ 情報の収集提供と普及啓発の推進

#### 【平成23年度までの成果目標】

	(平成20年度)	(平成23年度)
・家庭等での食中毒発生病件数	8件(過去3年の平均)	4件以下

#### 【具体的な取り組み】

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
食の安全・安心アカデミーの開催 [ 消費生活課 ] [ 農産物安全課 ] [ 食品生活衛生課 ]	食の安全安心に関して、消費者、生産者及び事業者に対する講習会を開催する。	受講者数 ・消費者コース 120名 ・生産者コース 70名 ・事業者コース 2,000名

名 称	内 容	平成21年度の活動目標
食の安全・安心体験ツアー [ 農産物安全課 ] [ 消費生活課 ] [ 食品生活衛生課 ]	消費者の食に関する不安の解消を目指して、農林水産物の生産・加工等の現場を巡る体験ツアーを実施し、食の安全確保に向けた生産者・事業者の取組に対する消費者の理解促進を図る。	参加者数 40人×3回
食の安全・安心推進大会の開催 [ 農産物安全課 ] [ 消費生活課 ] [ 食品生活衛生課 ]	本県の食品安全対策や県産食品の安全性について、消費者、生産者、食品事業者及び行政による意見交換及び情報共有により、互いの信頼感を高める（リスクコミュニケーションの推進）。	開催回数 1回
食の安全に関するフォーラム等の開催 [ いわき市 ]	食品の安全確保について、専門的かつ幅広い視野にたった基調講演、消費者、生産者食品事業者及び行政によるパネルディスカッションを内容とするフォーラム及び意見交換を行う。	開催回数 1回
山菜・きのこによる食中毒防止の啓発活動 [ 林業振興課 ]	山菜・きのこによる食中毒防止の啓発のため、鑑定会を行うとともに、持ち込まれた山菜・きのこの鑑定会を実施する。	鑑定会指導人数 130人
食中毒防止図画・ポスターコンクール及びカレンダーの作成配付 [ 郡山市 ]	市内の小学生を対象に、図画・ポスターコンクールを実施するとともに、最優秀作品を採用して翌年のカレンダーを作成し、関係施設に配布する。	開催回数 1回
ファックスネットワーク事業 [ 郡山市 ]	登録している食品等事業者に対し、ファクシミリを利用して迅速かつ効率的に食品衛生情報の提供を行う。	情報提供回数 12回
食品衛生ミニ情報事業 [ 郡山市 ]	市内のスーパーマーケット等の食品販売事業者の協力を得て、当該事業者の作成する新聞折り込み広告チラシに、食品衛生に関する情報を掲載する。	情報掲載回数 4回
消費者への啓発 [ 消費生活課 ]	食品表示制度など、食の安全をテーマにした出前講座を実施する。	
消費者への教育 [ 消費生活課 ]	消費者被害等の未然防止を図るため、ビデオの貸出や、テレビ・ラジオによる広報により、消費生活に必要な知識・情報を提供する。	

名 称	内 容	平成 2 1 年度の活動目標
食品安全教室の開催 < 出前講座事業 > [ 食品生活衛生課 ]	一般消費者及び食品営業者団体等からの食品衛生教室の開催依頼に基づき、各保健福祉事務所の食品衛生監視員が出張し講習会を行う。	
地産地消の食品安全 P R 事業 [ 食品生活衛生課 ]	生産から消費に至る各段階における食品の安全確保に係る監視・指導や各種検査の状況紹介や食の安全に関する情報提供を行い、本県の食品安全対策、県産品の安全性を広く県民に理解してもらい地産地消を推進する。	
広報紙、ホームページ等による情報提供 [ 食品生活衛生課・中核市 ]	広報紙及びホームページ等により、県民に広く食品安全に関する情報を提供するとともに、食中毒や不良食品など健康被害のおそれのある食品の流通が確認された場合は、被害の拡大防止のため、迅速に情報を提供する。	
食品安全 1 1 0 番への対応 [ 食品生活衛生課・中核市 ] [ 消費生活課 ] [ 農産物安全課 ]	食品の安全に関する苦情や相談等の総合的な窓口を設置し、各食品関係法令を所管する関係部局等の連携を緊密化し、県民への行政対応を図る。	
消費生活苦情処理体制の整備 [ 消費生活課 ]	消費生活全般に関わる消費者からの苦情や消費者被害等に関する相談を受け、助言・あっせんを行う(食品安全に関する苦情等については相談内容に応じて適切な関係機関を紹介する)。	
わかりやすい表示の相談・普及 [ 健康増進課 ]	健康増進法に係る栄養表示基準、特別用途食品、いわゆる健康食品の表示等について、消費者に正しい情報提供をすることで、食品選択に活用されるよう、相談や講習会等における普及を行う。	

## 別紙

### 事業・取組みの評価について

#### 1 数値目標について

- (1) 事業ごとに可能な限り目標値を設定し、年度ごとに評価を行うこととする。  
平成20年度実績を原則基準値として、平成23年度（最終年度）の目標値を設定するとともに、各年度についても目標値を設定する。
- (2) 目標値は、次の指標について設定する。
  - ア 活動指標
    - (ア) 実施する事業の内容を数値化したもの。
    - (イ) 事業は可能な限り活動指標を設定する。
  - イ 成果指標
    - (ア) 実施する事業の結果、どのような成果をあげるかを数値化したもの。

#### 2 評価の方法について

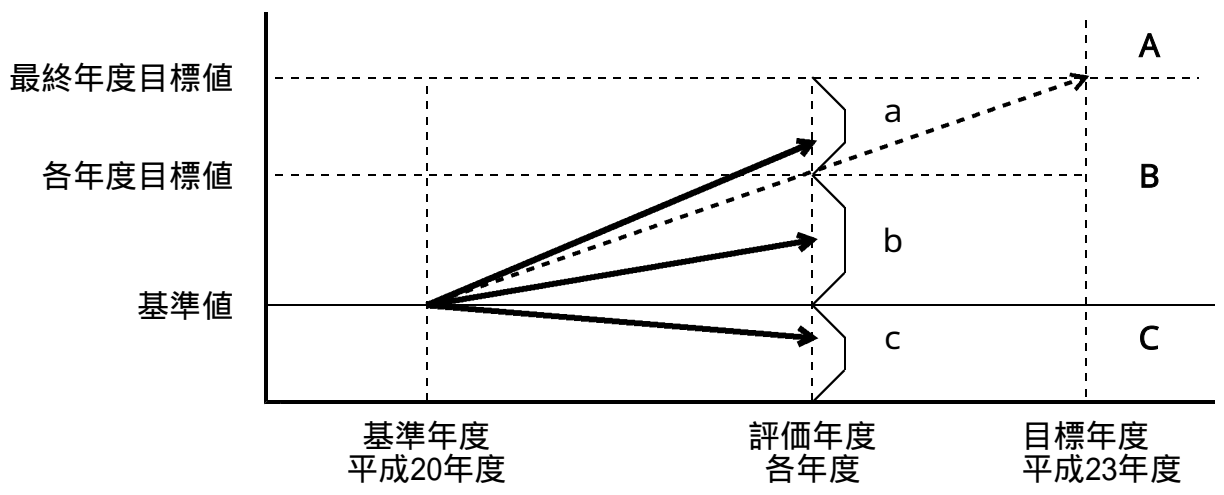
各事業ごとに次の方法により年度単位で評価を行い、この結果に基づいて、より適正な指標の設定や目標値の修正を行うこととする。

- (1) 活動指標及び成果指標を設定している事業の評価  
成果指標について、その達成度を3「目標値の達成度の判断基準」に従ってA B Cで評価する。
- (2) 活動指標のみ設定している事業の評価  
活動指標について、設定された目標値を、「達成済」か否かの評価を行う。
- (3) 活動指標及び成果指標を設定していない事業  
施策の進捗状況や今後の方向性などについて文言により評価する。

#### 3 目標値の達成度の判断基準

- (1) 評価A：現在の実施結果の推移により順調に目標が達成される見込みである  
実績値が、単年度ごとの目標値に対して計画どおり又はそれ以上に達成している場合。
- (2) 評価B：ほぼ達成が見込まれる  
実績値が、目標に向けて向上しているが、現時点では予定推移に達していない場合。
- (3) 評価C：このままでは達成が見込まれない  
実績値が、基準値に比べて下降している場合。

-----> 目標に対する予定推移  
—————> 成果指標の推移



各年度における評価  
評価A：実績値が a の範囲にある場合  
評価B：実績値が b の範囲にある場合  
評価C：実績値が c の範囲にある場合